

福生市公民館の将来像について

平成21年3月3日、公民館運営審議会(平成19、20年度)から「福生市公民館の将来像について」答申をいただきました。ここに、要約し紹介します。答申は市のホームページ、公民館各館でご覧いただけます。

I 市民に開かれた公民館であるために

1 これからの公民館利用者とは

(1) 学習とは「個」から出発
学び(学習活動)の最小単位は一人の市民、「個」から出発。そして、他者と交わり、相互の学びの過程を経て「学びの主体者」と変化、成長していく。
(2) 市民すべてが利用者を目指して
利用したことのない市民も視野にいれ、学習支援をする必要がある。

(3) 市民活動・NPO団体への支援

法人格のあるNPOはもとより、成長段階にある市民活動団体へ、学びの場として援助が必要である。

2 公民館なんでも委員会の設置

広く利用者の考えや意見に耳を傾け、積極的に活用するため「公民館なんでも委員会(仮称)」の設置を求める。

元、宗教、人種などで差別することなく、広い視野で文化の歴史や本質を学習すること。講師に公民館の学びを理解してもらうために、説明会の実施を提言。
(5) 電子化の進展に伴うツールへの支援

公民館利用者が活用できるパソコンを3館に設置、情報格差をつくらないためのパソコン操作講習の実施を提言。

2 地域に出て行う事業のあり方

(1) 地域活動への積極的な参加による支援
公民館と地域の間立って地域のニーズを把握し、連絡調整をはかるコーディネート養成と地域出張講座の開催を提言。

3 公民館の学びの循環

(1) 市民の力を活かすシステムづくり
講座を受けた市民やサークル等を地域の社会教育資源ととらえ、それを循環するシステムづくりが必要である。そのために市民と職員との協働の講座づくり、市民のステップアップ研修制度設立を提言。

(2) 市民活動団体(NPO法人を含む)と共に

市民活動団体が蓄積してきた実践や学びを提供してもらいながら、公民館職員と事業を共同企画したり、共催することを提言。

4 事業評価の視点と方法

(1) 双方評価の導入
事業評価の透明性や正確性、公平性を目指し、担当職員と参加者による双方方向の評価システムを作ることを提言。
(2) 事業評価の公表
事業評価の透明性を高めるため、広く市民に向けて公開することを提言。

III 市民の公民館利用について

1 住民への学習保障

社会教育法20条公民館の目的、福生市公民館条例に基づき、住民の学びのため、公民館利用の無料保障を今後も堅持するよう提言。

2 公民館を無料で利用する意味と公共性

公的財源から保障されている学びは「私だけ」のものではなく、他者にも保障されている権利。学びから得た成果を自らの意思によつて発信・提供することが必然であり価値あることに気づくことが重要である。

3 利用者連絡会・交流会が果たす役割

公民館利用者連絡会等は学習意識を高め、公民館利用者としての連帯を培う大切な場である。利用者一人ひとりが主体的にかかわり、会を活性化するため、会議運営の力をつけるファシリテーター養成講座等の開催を提言。

II これからの公民館事業のあり方

1 公民館事業の視点

(1) 公民館事業の公共性

公民館事業は常に地域に向けて開かれたものでなければならぬ。個人の課題から地域課題へ、そして多様化する現代において、グローバルな課題を地域にひきつけて共有していく必要がある。

そのために市民と職員が協働できる公民館なんでも委員会(仮称)の設置を提言。

(2) 共に生きる社会を目指す学びのために

公民館の学びは平和と人権を基本に相互の理解、共感を呼び起こし、共生を可能とする。「共に生きる社会を目指す学び」を公民館事業に加えることを提言。

(3) 主体性を育てる学びのために

参加型、実践型の手法を取り入れ、当事者意識を喚起する必要がある。そのためにワークショップの手法やファシリテーター力を身につけるための講座の開催を提言。

(4) 地域文化の継承と創造のために
公民館で学ぶ文化とは流派、家

IV 市民の学習を支える職員の有り方

1 公民館職員の視点

(1) 市民の学習を支える視点
公民館における学習は知識や情報を得ることに留まらず、人間として地域社会の中で生きていくための力を養う相互学習であり、公民館職員の視点は大変重要。

(2) 主体的な市民を育てる視点

公民館の学習は個人の学習要求を満たすだけでなく、共に学ぶ中からお互いを理解し、主体的な市民に成長していく。公民館職員は市民の学習を支える視点、主体的な市民を育てる視点を持つて事業運営を進めるよう提言。

2 公民館職員としての研修のあり方

(1) 研修とその体制の充実
公民館の事業が地域課題や生活課題の解決に必要とされる学習であるためには、その学習を支える職員の研修が必要であり、そ

の成果を職員間や市民と共有することが求められる。

(2) 専門性を高めるための制度の活用

公民館職員としての専門性を高めるために公民館全職員が定期的に研修すること、及び社会教育主事資格取得制度の活用を提言。

3 公民館職員の体制

(1) 職員集団の確立

公民館在職年数が短期間となり、市民との関係や共に取り組んできた地域課題も中断せざるを得ない。職員が個別に取り組むのではなく、職員集団として検討し、多角的・継続的に取り組むことが公共性にもつながる。

職員が望む限り、最低5年の在職を求める。さらに、一人が異動しても事業がスムーズに引き継がれるよう職員集団の確立を提言。

(2) 公民館職員の男女同比率配置
公民館が人権や共生を実現する市民の学習を保障する場であるからこそ、公民館職員は男女同比率で配置されるよう提言。

V 公民館運営審議会の役割

1 公民館の目的と公民館運営審議会委員

(1) 公民館運営審議会の役割
公民館運営審議会(以下、「公運審」という。)の役割は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画・実施につき調査審議すること。市民の意見を公民館に伝えるパイプ役として、また市民の学習活動を職員と共に支援する大切な責任を担っている。

公運審主催の意見交換会開催を提言。

(2) 公運審の役割の見直しと活性化

公運審活動を活性化するためには、役割を見直し、幅広い分野からの人材の確保が必要である。公運審の役割等について市民と共に積極的に検討することを提言。

2 公運審委員の研修について

公運審委員は公民館の役割や歴史的背景を踏まえ、社会教育について理解を深め、活動することが求められている。社会教育の専門知識を持った講師による研修を実施すること。また他市の公民館や社会教育施設の視察研修を行うよう提言。

VI 施設の整備・運営

1 基本的な視点

どれもが利用しやすいよう施設を整備する。施設の増改築に際しては、市民の意見や要望を反映さ

せ、管理運営への市民の参画も新たな検討課題である。学校を含めた既存公共施設の利用も推進していく必要がある。

2 施設づくり

(1) 公民館分館(2分館)の改修
分館は、すでに建設から30年が経過。施設の機能、設備面を早急に改修する必要性を提言。

(2) バリアフリーデザインに向けた施設検討企画会議(仮称)

市民との意見交換により、心のバリアフリーを実現するとともに、バリアフリーデザインの施設づくりを実現するために施設検討企画会議(仮称)の設置を提言。

(3) 自然エネルギー・エコ関係装置を設置

二酸化炭素排出量を削減するために、太陽光発電等、環境に配慮した施設づくりが必要であり、このことを通して、市民の環境への意識を促すことにもつながる。地球環境に配慮した施設づくりを提言。

(4) 一人でも気軽に来館できる、ロビーの活用

市民が公民館に気楽に足を運び、自由な雰囲気での交流が図れるロビーの活用を提言。

3 公民館の新たな拠点づくり

市民がより身近で利用しやすい環境づくりを進めることも求められている。
小学校区を基礎単位とした学習拠点づくりを提言。

Photo No Image

ホームページ掲載にあたり、写真を削除させていただきます

答申を伊東館長(写真左)に提出し、ホツとした表情の公運審委員のみなさん(写真右)から吉岡委員、高崎委員長、穴戸委員、田中副委員長)